

空襲被害者等救済法実現のための請願署名のお願い

(請願事項：速やかに空襲被害者等の救済をすすめてください)

第二次世界大戦末期、アメリカ軍の爆撃による空襲により、東京、名古屋、大阪、広島（原爆）、長崎（原爆）、沖縄（地上戦）など、その被害は全国に及びました。しかし、戦争終了後も長い間苦しんだ人が多くいます。戦争孤児や戦災傷患者、戦争による精神的後遺症を負った人たちです。

軍人や軍属であった人たちには戦後恩給が支給され、その遺族には年金や特別弔慰金が現在でも支給されています。しかし、民間人の被害者には救済措置が一切ありません。民間人がどんなにひどい被害を受けたとしても、戦争だから我慢して当たり前とされてきました。命は平等なはずです。そこで、東京や大阪、沖縄では、国に対し謝罪と賠償を求め裁判を起こしましたが、判決では被害事実は認定されたものの請求は棄却されました。しかし、地裁や高裁の判決では「国会が様々な政治的配慮に基づき、立法を通じて解決すべき問題」との見解が出され、「新規立法による解決」を私たちは望むことにしました。これまでに国会では、超党派空襲議連に所属する議員たちによる「空襲被害者等救済法」の要綱案が作成され、与党である自民党や政府などへの働きかけが粘り強く行われてきました。以下は私たちが求めている救済法案のポイントです。(救済対象など)

1. 昭和16年(1941)12月8日から同20年(1945)9月7日までの間に本邦において行われた空襲、艦砲射撃、沖縄地上戦の被害者のうち、身体に障害やケロイドを負った者および PTSD(精神的後遺障がい)等を負った者。

2. 国による空襲被害等の実態調査と、追悼の意を表する施設を国が設置すること。

* 救済対象者は現在のところ4,600名と推定され、予算規模は23億円相当と見込まれています。

(救済額:1人あたり50万円)

現在、私たちは救済法の成立を国会に求めて活動していますが、被害を受けた当事者が生きていくうちに救済されることを願っています。そこで、多くの方から空襲被害者等救済へのご賛同を頂き、集まった署名を内閣総理大臣及び両議院議長宛てに請願署名として提出することにしました。ぜひご署名いただけますようご協力をお願いします。民間人被害者を国が救済することは将来の戦争を抑止するためにも必要と考えます。

名 前	住 所

* ご署名いただきありがとうございます。なお、個人情報情報は請願提出以外の目的には利用いたしません。
(送り先・連絡先は裏面の全国空襲連事務所の案内参照)。

全国空襲被害者連絡協議会 (略称: 全国空襲連)

〒131-0045 東京都墨田区押上1-33-4、中村ビル102

TEL・fax : 03-5631-3922

E-mail : tokyokusyu@coral.bforth.com

ホームページ: <https://www.zenkokukushuren.org/>

共同代表: 吉田裕、中山武敏、吉田由美子、前田哲男、宇都宮健児、斎藤貴男

【郵便振替口座番号】00130-8-623364 (口座名: 全国空襲被害者連絡協議会)